

令和8年度漁港漁場関係工事積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の漁港漁場関係工事積算基準書は、基本的に水産庁の基準書に準拠しています。

下記事項においては、宮崎県独自の取扱いおよび運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

1. 第1部 漁港漁場関係事業請負工事積算基準

基準書 (該当ページ)	水産庁	宮崎県
第1章 総則 2節 積算の通則 3. 積算価格構成の内訳 3-4 工事価格の端数処理 (1-2-4)	工事価格は、 <u>10,000 円単位とする。工事価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。</u>	工事価格は、 <u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>
第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-2 材料費 2-2-1 材料単価 (2-1-2)	材料単価は、 <u>支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む）の定めるとおりとし、以下の方法で決定する。なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると認められる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定する。</u>	材料単価は、 <u>原則として、予算執行何時点における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は土木工事設計単価を標準とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。</u> <u>当初の支給品の価格設定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</u>

第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-2 材料費 2-2-1 材料単価 (2-1-2, 2-1-3)	1) 物価資料による場合 2) 物価資料により難い場合	全て削除(適用しない)
第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-9 直接工事費の積算 2-9-2 代価表 (2-1-6)	2) 代価表の作成(表中) 材料単価の数値欄： <u>銭止め</u> 損料の数値欄： <u>銭止め</u> 施工パッケージ単価の数値欄： <u>有効</u> <u>数字4桁</u> 施工パッケージ単価の摘要欄： <u>5桁</u> <u>目以降切り上げ</u>	2) 代価表の作成(表中) 材料単価の数値欄： <u>円止め</u> 損料の数値欄： <u>円止め</u> 施工パッケージ単価の数値欄： <u>円止め</u> 施工パッケージ単価の摘要欄： <u>切り捨て</u>
第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-9 直接工事費の算定 2-9-3 総括表 (2-1-6)	1) 単価 総括表の単価には、代価単価及び施工パッケージ単価を用いる。 代価単価＝代価総額／代価数量(能力値) (<u>1位止め</u> 、切り捨て) 施工パッケージ単価(<u>有効数字4桁、5桁目以降切り上げ</u>)	1) 単価 総括表の単価には、代価単価及び施工パッケージ単価を用いる。 代価単価＝代価総額／代価数量(能力値) (<u>円止め</u> 、切り捨て) 施工パッケージ単価 (<u>円止め、切り捨て</u>)
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-1 一般事項 2-1-2 積算方法 (2-2-2)	(2)共通仮設費率の補正 ①施工地域、工事場所による補正 表下 注) 1. 施工地域の区分は、以下のとおりとする。 <u>山間地域及び離島に係る漁港漁場：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地域にある漁港漁場及びこれに準ずる漁港漁場をいう。</u>	(2)共通仮設費率の補正 ①施工地域、工事場所による補正 表下 注) 1. 施工地域の区分は、以下のとおりとする。 <u>山間地域及び離島に係る漁港漁場：市木漁港(築島)、都井漁港(立宇津、毛久保)、宮之浦漁港、本城漁港、福島高松漁港および島野浦漁港</u>

第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 運搬費 2-3-2 運搬距離 (2-2-3)	<u>入手可能であると推定される場所から工事現場までの最短距離とし、原則として往復の運搬費用を計上する。</u>	<u>最寄りの発注機関の所在地から工事現場までの距離とする。なお、これにより難しい場合は主管課と協議する。</u>
第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等 2. 一般管理費等率の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い (2-3-2)	表-⑥の注釈 (注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 <u>予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合</u>	表-⑥の注釈 (注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 <u>宮崎県財務規則第101条の規定により契約保証金を免除することができる場合。</u>
第2章 工事費の積算 4節 その他 2. 設計変更 2-2 設計変更における材料単価の取り扱いについて (2-4-6)	<u>(4)新単価(変更指示時点単価)とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料および歩掛の全てを新単価(変更設計時点単価)により積算するものとする。</u>	全て削除(適用しない)
第2章 工事費の積算 4節 その他 2. 設計変更 2-3 設計変更の計算例(総価契約単価合意方式以外) (2-4-6)	2-3 設計変更の計算例(総価契約単価合意方式以外)	全て削除(適用しない)
第4章 市場単価等 (4-1-1)	1. 適用にあたっての主な留意事項 2. 市場単価 3. 土木工事標準単価 4. 用語の定義	全て削除(適用しない)

第5章 間接工事費の施工歩掛 5節 安全費 3. 安全対策 3-2 安全監視船 3-2-2 施工歩掛 1) 代価表	(1) 安全監視船 1式当り 表下 注) 4. 国際 VHF 装備損料=供用1日当り損料×α (供用係数) (<u>銭止め</u>、切り捨て)	(1) 安全監視船 1式当り 表下 注) 4. 国際 VHF 装備損料=供用1日当り損料×α (供用係数) (<u>円止め</u>、切り捨て)
第5章 間接工事費の施工歩掛 10節 現場環境改善費 1. 総則 2. 現場環境改善費 2-1 代価表作成手順 (5-10-1)	・現場環境改善経費 1式当り代価表	・現場環境改善経費 1式当り代価表 【熱中症対策】 <u>ア 現場環境改善費率及び現場管理費率にて計上される費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</u> <u>イ 施設や設備は、以下のとおりとする。</u> <u>リース品の場合：施設・設置期間分のリース費用</u> <u>購入品の場合：施設・設備の設置期間分の減価償却費</u> <u>ウ 施設・設備の設置期間は、5月から10月までの期間内</u>

2. 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準

基準書 (該当ページ)	水産庁	宮崎県
第1編 設計等業務 1節 設計等業務 2. 積算価格の内訳 2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式 (1-1-2)	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。なお、設計変更の積算においても同様とする。</u>	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>
第1編 設計等業務 1節 設計等業務 2. 積算価格の内訳 2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 2) 各構成費目の算定 (1-1-3)	(2) 直接経費 直接経費は、「2-1-1 2)」の各項目について必要額を積算するものとし、旅費については、 <u>農林水産省所管旅費支給規則等</u> に準じて積算する。 「2-1-1 2)」の各項目以外にその他の経費が必要となる場合は、その他原価として計上する。	(2) 直接経費 直接経費は、「2-1-1 2)」の各項目について必要額を積算するものとし、旅費については、 <u>「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」</u> に準じて積算する。 「2-1-1 2)」の各項目以外にその他の経費が必要となる場合は、その他原価として計上する。
第1編 設計等業務 1節 設計等業務 2. 積算価格の内訳 (1-1-3)	2-3 設計変更の積算	全て削除(適用しない)
第1編 設計等業務 1節 設計等業務 2. 積算価格の内訳 2-5 旅費の算定 2) 旅費の算出方法 (1-1-5)	(2) 宿泊を要する場合 旅費= <u>基準日額+宿泊手当</u> +宿泊費+交通費 注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。	全て削除(適用しない)

第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (5) 直接経費 (2-1-2)	①旅費・交通費 当該測量業務に従事する者に係る旅費・交通費とし、 <u>農林水産省所管旅費支給規則等</u> に準じ算出する。	① 旅費・交通費 当該測量業務に従事する者に係る旅費・交通費とし、 <u>「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」</u> に準じ算出する。
第2編 測量・調査等業務 2節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-3 測量業務費の積算方式 (2-1-3)	計算式以降の部分 測量作業費及び測量調査費は、 <u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 測量作業費及び測量調査費は、 <u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>
第2編 測量・調査等業務 4節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (2-4-2)	(2) 材料費 材料単価は、 <u>当該業務（工事）の実施に要する材料の費用とし、単価は、支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）の定めるところとする。</u>	(2) 材料費 材料単価は、 <u>調査の実施に要する材料の費用</u> とする。
第2編 測量・調査等業務 4節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (4) 直接経費 (2-4-2)	① 旅費・交通費 当該業務（工事）に従事する者に係る旅費・交通費とし、 <u>農林水産省所管旅費支給規則等</u> に準じ算出する。	① 旅費・交通費 当該業務（工事）に従事する者に係る旅費・交通費とし、 <u>「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」</u> に準じ、必要な部分を積み上げて算出する。

第2編 測量・調査等業務 4節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-3 磁気探査業務(工事)費の積算方式 (2-4-3)	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>
第2編 測量・調査等業務 5節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (2-5-2)	(2) 材料費 材料単価は、 <u>探査工事の実施に要する材料の費用とし、単価は、支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおりとする。</u>	(2) 材料費 材料単価は、 <u>調査の実施に要する材料の費用</u> とする。
第2編 測量・調査等業務 5節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-3 潜水探査工事の積算方式 (2-5-2)	(3) 潜水探査工事費(消費税等相当額を除く)は、 <u>10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	(3) 潜水探査工事費(消費税等相当額を除く)は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>
第2編 測量・調査等業務 6節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費 (2-6-2)	(2) 材料費 材料費は、 <u>当該点検・保守作業を実施するのに要する材料の費用とし、単価は支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおりとする。</u>	(2) 材料費 材料単価は、 <u>調査の実施に要する材料の費用</u> とする。

第2編 測量・調査等業務 6節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費 (5) 直接経費 (2-6-2)	① 旅費 当該点検・保守業務に従事する者に係わる旅費とし、 <u>農林水産省所管旅費支給規則等</u> に準じ算出する。	① 旅費 当該点検・保守業務に従事する者に係わる旅費とし、 <u>「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」</u> に準じ、必要な部分のみを積み上げて算出する。
第2編 測量・調査等業務 6節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 (2-6-3)	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>
第2編 測量・調査等業務 参考資料 参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 構成要素の内容 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費 (2-6-(3))	②材料費 材料単価は、 <u>支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）の定めるとおりとする。</u>	②材料費 材料単価は、 <u>調査の実施に要する材料の費用</u> とする。
第2編 測量・調査等業務 その他 参考資料 参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 構成要素の内容 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費 ③直接経費 (2-6-(3))	Ⅲ) 旅費 旅費は、 <u>農林水産省所管旅費支給規則等</u> に準じ算出する。	Ⅲ) 旅費 旅費は、 <u>「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」</u> に準じ、必要な部分のみを積み上げて算出する。

第2編 測量・調査等業務 その他 参考資料 参考資料－1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2－3 調査費の積算方式 (2－6－(4))	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000 円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>
第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2－2 積算価格構成の内訳 2－2－1 一般調査業務費 1) 純調査費 (1) 直接調査費 (3－1－2)	①材料費 調査の実施に要する材料の費用とし、 <u>単価は支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおり</u> とする。	① 材料費 <u>材料単価は、</u> 調査の実施に要する材料の費用とする。
第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2－2 積算価格構成の内訳 2－2－1 一般調査業務費 1) 純調査費 (2) 間接調査費 (3－1－3)	⑨旅費・交通費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、 <u>農林水産省所管旅費支給規則等</u> に準じて算出する。	⑨旅費・交通費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、 <u>「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」</u> に準じて積算する。

第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-3 土質調査の積算方式	計算式以降の部分 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、<u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、<u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>
(3-1-3)		

単価表

●単－9

「別表－3 全国主要港湾の供用係数」については、下記のとおり宮崎県内の漁港に読み替える。

係数 ランク	船 船 供用係数 (α)	適 用 漁 港 の 明 細		
		宮崎県		
1	1.65	北浦漁港	宮野浦・市振	港内・港外
		島野浦漁港	宇治・墓ヶ谷	港内
		南浦漁港	浦尻・須怒江・安井・神戸	港内・港外（浦尻・須怒江）、港内（安井・神戸）
		土々呂漁港	全地区	港内・港外
		門川漁港	庵川・尾末	港内・港外
		都農漁港		港内
		川南漁港		港内
		富田漁港		港内
		青島漁港		港内
		野島漁港		港内
		鶯巣漁港		港内
		富士漁港		港内
		宮浦鵜戸漁港		港内
		鵜戸漁港		港内
		油津漁港		港内
		大堂津漁港		港内
		目井津漁港		港内
		夫婦浦漁港		港内
		市木漁港	舩・築島	港内
		宮之浦漁港		港内
		都井漁港	立宇津・毛久保	港内
		本城漁港		港内
		福島高松漁港		港内
2	1.85	島野浦漁港	宇治・墓ヶ谷	港外
		大堂津漁港		港外
		目井津漁港		港外
		市木漁港	築島・石波	港外（築島）、港内（石波）
		本城漁港		港外
		福島高松漁港		港外
3	2.20	南浦漁港	安井・神戸	港外
		都農漁港		港外
		川南漁港		港外
		富田漁港		港外
		青島漁港		港外
		野島漁港		港外
		鶯巣漁港		港外
		富士漁港		港外
		宮浦鵜戸漁港		港外
		鵜戸漁港		港外
		夫婦浦漁港		港外
		市木漁港	舩・石波	港外
		宮之浦漁港		港外
		都井漁港	立宇津・毛久保	港外

別表 1

旅費交通費の設定方法

漁港漁場関係工事積算基準	設計業務等標準積算基準書(参考資料) 旅費区分
第1編	
設計等業務	土木設計業務
第2編	
測量業務	測量業務
水域環境調査業務（流況）	測量業務
水域環境調査業務（水質・底質）	調査・計画業務
環境生物調査業務	調査・計画業務
磁気探査業務	調査・計画業務
潜水探査業務	調査・計画業務
海象観測装置定期点検・保守業務	測量業務
気象・海象調査	調査・計画業務
第3編	
土質調査業務	地質調査業務、土木設計業務

※ 表左の業務において、表右の旅費交通費（率）を準用し適用する。